

「児童手当」「児童扶養手当」 「特別児童扶養手当」についてご案内いたします！

児童手当

- 支給対象者は… 中学校を卒業するまでの児童と生計を同じくする、父または母となります。
父母と別居している場合は、児童と同居している養育者に支給されます。
※ 所得制限があります。 ※ 公務員は、勤務先から支給されます。
- 手当額は…

3歳未満の児童	月額	15,000円
3歳以上小学校修了前の児童 第1・2子	月額	10,000円
3歳以上小学校修了前の児童 第3子	月額	15,000円
中学生	月額	10,000円
特例給付（所得制限世帯）	月額	5,000円
- 支給月は… 原則として 年3回（6月、10月、2月）に、それぞれ前月分までが支給されます。



児童扶養手当

- 主な支給対象者は… 離婚等により、ひとり親家庭で生活している児童（18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童、心身に障害がある場合は20歳未満）を養育している父、母または養育者に支給されます。
ただし、支給を受けるためには前年の所得が一定額未満でなければならず、その所得額により「全部支給」「一部支給」「支給停止」のいずれかに決定されます。
※ 父子家庭の場合も支給対象となります。
※ 養育費を受けている場合は、その年額の8割相当分も所得に加算されます。
※ 児童が一定年齢に達すると資格は喪失しますが、父・母の再婚（内縁関係含む）により、その配偶者に養育される場合も資格は喪失します。（父・母が重度の障害にある場合を除く）
- 手当額は…

全部支給	月額	43,160円
一部支給	月額	所得に応じて月額 43,150円から 10,180円まで10円きざみの額

※ 児童が2人以上の場合は、第2子全部支給の場合は、10,190円、第3子以降は1人につき、6,110円が加算されます。
※ 一部支給の場合は、所得に応じて、3,060円から10,180円までの額に決定されます。
- 支給月は… 原則として5月、7月、9月、11月、1月、3月にそれぞれ前月分までが支給されます。

特別児童扶養手当

- 主な支給対象者は… 身体や精神に障害（この制度で定める1級、2級の障害の状態）のある20歳未満の児童を養育している父母、または養育者に支給されます。ただし、前年の所得が一定額以上の場合は、所得制限により支給されません。（支給停止）
- 手当額は… 対象児童1人に対し 1級で月額 52,500円
2級で月額 34,970円
- 支給月は… 原則として4月、8月、12月にそれぞれ前月分までが支給されます。

・ 6月は 児童手当の「現況届」を提出する月です。

利尻町から児童手当を支給されている方は、提出の案内をしておりますので、期限内の提出をお願いいたします。

・ 手当を受けるためには認定請求をしなければなりません。また、支給要件についても各家庭状況により異なります。くわしくは、利尻町役場くらし支援課福祉係 電話 84-2345 または、IP電話 84-9019 までお問合せください。